

大刀洗町告示第1号

平成25年第10回大刀洗町議会臨時会を次のとおり招集する

平成25年1月10日

大刀洗町長 安丸 国勝

1 期 日 平成25年1月30日

2 場 所 大刀洗町議会議場

○開会日に応招した議員

平田 信將

黒木 徳勝

後藤 晴一

平山 賢治

山田 英敏

林 威範

安丸眞一郎

花等 順子

平田 一成

森田 勝典

山内 剛

長野 正明

○応招しなかった議員

平成25年 第10回 大 刀 洗 町 議 会 臨 時 会 会 議 録 (第1日)

平成25年1月30日 (水曜日)

議事日程 (第1号)

平成25年1月30日 午前9時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

①検査結果の報告

(2) 町長の報告 (あいさつ)

日程第4 議案第56号 大刀洗町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第57号 大刀洗町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第58号 大刀洗町葬祭場等施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

日程第7 議案第59号 大刀洗町葬祭場等施設の指定管理者の指定について

日程第8 議案第60号 大刀洗葬祭場建設工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

①検査結果の報告

(2) 町長の報告（あいさつ）

日程第4 議案第56号 大刀洗町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第57号 大刀洗町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第58号 大刀洗町葬祭場等施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

日程第7 議案第59号 大刀洗町葬祭場等施設の指定管理者の指定について

日程第8 議案第60号 大刀洗町葬祭場建設工事請負契約の締結について

出席議員（11名）

1 番 平田 信將	2 番 黒木 徳勝
3 番 後藤 晴一	4 番 平山 賢治
5 番 山田 英敏	6 番 林 威範
7 番 安丸眞一郎	8 番 花等 順子
10番 森田 勝典	11番 山内 剛
12番 長野 正明	

欠席議員（1名）

9 番 平田 一成

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 今村 敏則

説明のため出席した者の職氏名

町長	安丸 国勝	副町長	佐藤 嘉洋
教育長	倉鍵 君明	総務課長	棚町 守俊
税務課長	東 義一	健康福祉課長	大浦 克司
企画財政課長	川原 久明	産業課長	矢野 孝一
建設課長	野瀬 勉	学校教育課長	矢野 壽夫
会計課長	原野 重喜	生涯学習課長	福永 康雄
住民課長	山本 浩	総務秘書係長	高良 朝子
人事法制係長	田中 豊和	財政係長	平田 栄一

開会 開議午前9時00分

○議長（長野 正明） 皆さん、おはようございます。ただいまから、平成25年第10回大刀洗町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

なお、9番、平田一成議員より欠席の届けが出ております。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（長野 正明） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、10番、森田勝典議員、1番、平田信将議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定について

○議長（長野 正明） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（長野 正明） 異議なしと認めます。本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定しました。

日程第3. 諸報告

○議長（長野 正明） 日程第3、諸報告を行います。

監査委員より、平成24年12月分の例月出納検査結果報告書の提出がありました。お手元に写しを配付いたしております。

これで議長報告を終わります。

次に、町長より挨拶をしていただきます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 皆さん、おはようございます。議会臨時会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに平成25年第10回大刀洗町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに御多用中にもかかわらず御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

早いもので、本年度も10カ月を過ぎようとしておりますが、本年度予定しております本郷小学校大規模改修工事の完成を始め、諸事業、諸施策も計画どおり順調に進捗しているところであ

り、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力のたまものだと深く感謝申し上げます。

今後とも住民福祉の増進に鋭意努力してまいる所存でございます。

さて、12月16日に執行された衆議院議員総選挙では、自由民主党が過半数を大きく上回る294議席を獲得して、12月26日、第2次安倍内閣が発足したところであります。

政府は、日本経済再生に向けた緊急経済対策を定め、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の3本の矢で、長引く円高、デフレ不況から脱却し、雇用や所得の拡大を目指すとしております。

また、政府は、日本経済再生に向けた緊急経済対策に沿って、総額1兆3千100億円を追加計上する大型の補正予算を編成し、震災復興、景気・雇用対策、デフレからの脱却、外交・防衛の再構築、社会保障制度の確立など重要課題に取り組むとしておりますが、いずれにしましても、住民が安心して暮らせる社会実現のため実効ある対策を進めてほしいと願っているところであります。

さて、本臨時会では、大刀洗町情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてなど、一部改正3件、町の全額出資により設立した株式会社たちあらいを指定管理者とする大刀洗町葬祭場等施設の指定管理者の指定について、大刀洗町葬祭場建設工事請負契約の締結についてなど、いずれも重要な案件を提案しておりますので、慎重に御審議をいただき、最後には御承認賜わりますようお願い申し上げます。開会に当たっての御挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（長野 正明） 町長の挨拶が終わりました。

これで、諸報告を終わります。

日程第4. 議案第56号 大刀洗町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第4、議案第56号大刀洗町情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良係長。

[総務秘書係長朗読]

.....
議案第56号 大刀洗町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。棚町総務課長。

○総務課長（棚町 守俊） おはようございます。それでは、議案第56号大刀洗町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容について御説明を申し上げます。

提案理由でございますが、先ほど朗読がございましたように、大刀洗町情報公開条例については、平成17年10月1日から施行されております。この条例に、公の施設の管理を行わせる指定管理者に関する規定がございませんので、今回新たに整備をするものでございます。

それでは、内容については2ページをお願いしたいと思います。

この大刀洗町の情報公開条例は、平成17年に大刀洗町情報公開条例制定審議会の答申をもとに作成をされ、施行をいたしておるものでございます。

それでは、改正の内容でございますが、2ページの一番下ですね。情報公開の総合的推進第18条から4ページの委任第31条まで、それぞれ1条繰り下げて、新のほうを見てもらいますと、第19条に情報公開の総合的推進が入ってきます。その上の第18条が、今回新たに設けるものでございます。ここで指定管理者の情報公開をうたっております。

その第18条の第1項でございますが「町が設置した公の施設の管理を行う指定管理者は、その管理する公の施設の管理に係る情報の公開に努めるものとする。」と、第2項では「実施機関は、前項の指定管理者に対し、その管理する公の施設の管理に係る情報の公開が推進されるよう必要な指導に努めるものとする。」ものでございます。

それに伴いまして目次の関係も変わってきております。第4章情報公開の推進が第16条から第19条までございますが、これを第16条から第20条に改め、第5章の不服申し立て、これも第20条から第26条を、第21条から第27条までに改正をいたします。第6章の雑則でございますが、それも第27条から第31条を、第28条から第32条に改めるものでございます。

簡単でございますけれども、以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから、議案第56号大刀洗町情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立10名〕

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第5. 議案第57号 大刀洗町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第5、議案第57号大刀洗町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良係長。

[総務秘書係長朗読]

.....
議案第57号 大刀洗町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。棚町総務課長。

○総務課長（棚町 守俊） それでは、議案第57号大刀洗町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容について御説明いたします。

提案理由でございますが、朗読がありましたように、この大刀洗町個人情報保護条例につきましては、平成17年の6月議会で制定をされております。施行は、同じく17年の7月1日から施行されて今日に至っております。その条例の中に、町が出資する法人及び公の施設の管理を行わせる指定管理者に関する規定がございませんので、今回整備をするものでございます。

それでは、3ページをお開きください。

まず、目次の関係でございますが、旧のほうのアンダーラインでございます。第5章の補則第28条から第33条を3条ずつ繰り下げて、左側の第6章補則ですね。第31条から第36条に改正をするものでございます。その上の第5章が今回新設を行う条文でございます。章名が「出資法人等の義務及び国等への要請」、第28条から第30条、3条つけ加えるものでございます。

それでは、出資法人等の義務、第28条について申し上げます。「町が出資する法人で規則で定めるものは、個人情報の保管等に関し、実施機関に準じた保護措置を講ずるものとする。」と、実施機関とは町長、監査委員、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会及び議会を指すようになっております。

第2項では「町長は、前項に規定する法人以外のもの又は町が加入している一部事務組合及び広域連合に対して、個人情報の保管等に関し、適切な措置を講ずるよう協力を要請するものとする。」でございます。

第29条国等との協力でございますが「町長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人等に対して、適切な措置を講ずるよう協力を求めることができる。」といたしております。

第2項では「町長は、事業者が行う個人情報の保管等に関し、国、他の地方公共団体等が行う

施策に協力することを求められたときは、その求めに応ずるものとする。」と。

第30条指定管理者に対する措置等でございます。「実施機関は、指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合は、当該公の施設の管理業務に伴い取り扱うこととなる個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。」、第2項では「指定管理者は、前項の管理業務の実施に当たり、安全確保の措置を講じなければならない。」、第3項「指定管理者が行う公の施設の管理業務に従事している者または従事していた者は、当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。」という、この3条を今回新設を行うものでございます。

それと、附則でございます。この条例は公布の日から施行するをいたしております。

以上で、説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから、議案第57号大刀洗町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立10名〕

○議長（長野 正明） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第6. 議案第58号 大刀洗町葬祭場等施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（長野 正明） 日程第6、議案第58号大刀洗町葬祭場等施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良係長。

〔総務秘書係長朗読〕

.....

議案第58号 大刀洗町葬祭場等施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。川原企画財政課長。

○企画財政課長（川原 久明） おはようございます。企画財政課の川原でございます。私のほうから説明をさせていただきます。

それでは、議案第58号大刀洗町葬祭場等施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容について御説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど朗読がありましたとおり、昨年10月19日臨時議会で可決いただきました大刀洗町葬祭場等施設の設置及び管理に関する条例の第3条に規定する大刀洗町葬祭場等の名称を公募し、決定をいたしましたので、条例の一部を改正するものでございます。

名称の公募につきましては、広報11月号及びホームページに掲載、または隣組回覧等により、11月1日から30日、1カ月間募集を行っております。応募につきましては、応募数60点、人数にしまして33名の方より応募がありました。町外も4名の応募がっております。

12月3日に名称決定会議を行っております。その中で、その応募の理由も考慮した上で、この建設目的に合ったイメージ、それからわかりやすく親しみのある、それから大刀洗町というイメージが湧くものということで、いろいろと検討をいたしまして「大刀洗斎場ふるさと」ということで決定をしております。

それでは、新旧対照表で説明をさせていただきたいと思っておりますので、2ページをお願いいたします。

新・旧とあげておりますが、第3条の名称及び位置の括弧の中ですけれども「セレモニーホール大刀洗」としておりましたものを、今回決定いたしました「大刀洗斎場ふるさと」に改めるものでございます。

また、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するというふうにしております。

以上、簡単でございますけれども、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから、議案第58号大刀洗町葬祭場等施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員8名中起立7名]（2名退席）

○議長（長野 正明） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第7. 議案第59号 大刀洗町葬祭場等施設の指定管理者の指定について

○議長（長野 正明） 日程第7、議案第59号大刀洗町葬祭場等施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良係長。

〔総務秘書係長朗読〕

.....
議案第59号 大刀洗町葬祭場等施設の指定管理者の指定について
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。川原企画財政課長。

○企画財政課長（川原 久明） それでは、議案第59号大刀洗町葬祭場等施設の指定管理者の指定について、提案理由及び内容の説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、先ほど朗読がありましたように、地方自治法第244条の2の6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、大刀洗町葬祭場等の施設の大刀洗斎場ふるさとの指定管理者を株式会社たちあらいと指定するものでございます。期間としましては、平成25年4月1日から30年3月31日までの5年間でございます。

参考といたしまして、株式会社たちあらいにつきましては、設立月日が平成24年12月19日となっております。資本金が900万円、代表取締役社長として安丸国勝町長が就任されております。

簡単でございますけれども、以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 4番、平山でございます。

ただいま説明いただきました。私は、株式会社たちあらいという会社は初耳でございますので、どういった会社か、町が2億かけて建設するなり、あるいは出資するなりした建設物の運営を任せるといことで、大変重要な契約になるかと思っております。

ただいま設立年月日と資本金については、口頭で説明がありましたが、当然、前回指定管理者——大刀洗診療所の指定管理者の契約をする上でも、どういった医療法人であるかとかいう説明が事前にあったわけでございますが、今回については、例えば従業員が何名であるとか、それがどのように配置されるとか、当然、そういった詳細にわたって、今回は出てくるものかと思っ

ていましたが、その辺についてはいかがですか。

○議長（長野 正明） 川原企画財政課長。

○企画財政課長（川原 久明） 平山議員さんの御質問にお答えをいたします。

株式会社たちあらいにつきましては、先ほど言いましたように12月19日に設置をされておりますが、設置の目的としましては、13項目あげております。公共施設の運営及び維持管理に関する受託業務、官公庁業務受託に関する業務、葬祭場の運営に関する業務、葬儀に関する業務、そのほか9項目、目的をあげております。また、役員としては、先ほど言いました安丸町長ほか棚町総務課長、山本住民課長、佐藤副町長ということで4名が役員として入っていただいております。監査役として原野会計課長という役員体制になっております。

また、定款によりますと、事業計画をつけて提出いただいておりますが、25年度に約月5件の葬祭を実施するというので、25年度は約50件という計画が出ております。26年度については年間60件、27年度、84件という形で5年間の事業計画を出していただいております。

それから、収支につきましては、これも5年間の収支計画書を定款につけて提出いただいておりますが、葬祭の施行費として2,332万5,050円、それから必要経費を引きまして、収支として872万9,766円の差し引き収支ということで、5年間の収支計画書も提出をいただいております。

従業員につきましては、今のところ、1月より1名採用をされて、会社の運営、それから計画等を進めてあります。今後の経営の提携あるいは内容について、今、その方と検討を進めて準備をしてあるということです。

以上です。

○議長（長野 正明） 4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） まさに、議会の役割としては、行政から提案されたこの業者と契約をしたいたがということ、妥当かどうかというのを判断しなくてはいけないわけですよ。

当然、今、口頭で少し説明がありましたが、先月設立されたような会社でしょう。我々は、全然、いわばたいも知れないような会社に、こういう重要な契約をさせるというのを、是か非かというのを、ここで議論をしなくてはいけない場ですよ。

この葬祭場に関しては、とにかく当初から、寝耳に水の話であったり、当初は、基本的な数字すら出てこなかったりということで、全く議会に対しても、あるいは住民に対しても説明が甚だ不足している。判断するだけの材料が甚だ不足しているじゃないかということ、常に申し上げてきたつもりですが。

今回についても、この会社は、設立されても、要するに順序としては、設立以前から、設立もしてないような会社に任せるという前提で、この事業が始まっているわけですよ。ですから、

その順序もおかしいと思うんだけど、そういう、もう先にこの会社ありきというような順序で進んでいるわけですから、この会社がどういったものであって、どういう事業計画書が出ているかっていうのは、当然、議会に十分な文章なり、あるいは事業計画もそうですが、説明がなされて当然。

そうしないことには、先月設立されたばかりの何もわからないような会社に、議会が認めるような決定をしたとすると、こっちは、何だということになりますから、その辺については、例えば口頭ではなくて、再度、そういう協議の中なり、文書の中で、詳細に説明すると、そういうお気持ちはございませんか。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） もともと、この葬祭場をやると言ったときに、当初から、そういう反対があったと十分承知しております。しかし、これをやると言ったときから、これは大刀洗町直営の子会社をつかって、そこで経営をするということは申し上げとったはずですから、どんな会社かもわからんとか言われたって答えようがないんですけど。

はっきり言って、これは町が、ある意味直営でやると言えば、直営でやっても職員を使ってやれば、まず経営的に成り立たないのは自明のことですから、ですから、子会社をつかってやるということで、今準備をして進めているところです。

収支の見通しについても、それは非常に控えめにやっていますけれども、実際は、どのくらいの利用があるか、やり出してからのことになるんですけど、経営努力をすれば、私は、今出してる数字よりも必ず上がると、そのように思っています。

ですから、どこに頼むか、どんな会社かわからないというようなことじゃなくて、町がやるんだというようなことでね認識していただきたい。役員も、だから職員ばかりになってます。

そういうことですから、そこ辺の理解をしていただきたいと思うんですけどね。

○議長（長野 正明） よろしいですか。

4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 町がつくる子会社だから、中身がわからなくてもいいじゃないかというのはおかしい話で、仮に町が直営で予算つけて町の職員でやるというなら、例えば予算の審議の中で、どういうことをやるかということでもいいんだけど、今回は、株式会社が、町が100%出資する会社とはいえ、株式会社を設立して、そこと契約するわけでしょ、指定管理者制度を使って。

ですから、当然、その株式会社がどんな会社で、どういう資本であって、どういう役員構成で、どういう事業計画を持っているかっていうのは、聞くのは、私は当たり前のことだと思うんですけども。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） だから、今課長が答えたとおりなんですね。答えたでしょ、だから。

○議長（長野 正明） 4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） ですから、今までの経過も含めて、口頭ではなく、これ重大なこと……例えば、事業計画書出てるわけですよ。当然、そういうものは議会に配付なり、説明、今後でも結構なんですけど、そういうものがあってしかるべきと思いますが、どうですか。

○議長（長野 正明） どなたが。川原企画財政課長。

○企画財政課長（川原 久明） 平山議員の今御要望の件ですけれども、文書で、こちらに出ておりますので、それは、後で配付するということでよろしいでしょうか。

○議長（長野 正明） 4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） きょう即決するというのであれば、きょう判断できるのかどうか、きょうの判断材料として、それが当然に議会に周知されなくてはいけない、なければ、私は判断しようがないというふうに思うんですけれども。

○議長（長野 正明） 川原企画財政課長。

○企画財政課長（川原 久明） それでは、今から配付を準備して配付させていただくということでもよろしいでしょうか。

○議長（長野 正明） 関連ですか。2番、黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） 私も今聞いたが、これはやはりもう少し、やはりびしゃっと説明して、口頭で言うたってわかるわけなかじゃんね。やはりこれを出す前に、資料をつくって説明せなこて。

以上。

そうせなやはり審議じゃなくて、13項目やら、25年度からの計画から、12月の19日に設立しました、900万です、誰でもが初めて聞いた。そやけ、我々は賛成する、せんじゃなくて、やはり事前に、これは説明、文章ですべきだというふうに考えます。いかがでしょうか。回答お願いします。

○議長（長野 正明） どなたが。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 今から資料を配付しますので、見ていただきたいと思います。

○議長（長野 正明） 今から、説明のための資料の配付を行うということでございますので、それでよろしいですか。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前9時46分

再開 午前10時25分

○議長（長野 正明） それでは、休憩前に続き会議を再開いたします。

それでは、株式会社たちあらい、これの内容について説明を求めます。川原企画財政課長。

○企画財政課長（川原 久明） 大変お待たせをいたしました。今、配付しておりますのは、1月17日に株式会社たちあらいのほうから町のほうに提出された申請書となっております。

内容につきましては、定款の写し、それから事業内容、活動内容、実績に関する書類、申請に属する事業年度、直近3カ年の事業年度における収支決算書及び財務状況に関する書類、事業計画書、収支計画書となっております。

順次、前のほうから説明をさせていただきたいと思っております。まず、定款の写しですけれども、3ページを開いていただきたいと思います。

まず、定款ですけれども、第1章が総則となっております。第1条に商号として「当社は、株式会社たちあらいと称する。」ということがあがっております。目的として第2条に、先ほど一部読み上げました目的が載っております。公共施設の運営及び維持管理に関する受託業務ほか13の目的を、そこに掲げられております。

本店として第3条に「当社は、本店を福岡県三井郡大刀洗町に置く。」ということ、公告の方法として第4条「当社の公告は、官報に掲載して行う。」というふうにあがっております。

第2章が株式ということで、第5条に発行可能株式総数が掲げられております。「当社の発行可能株式総数は、1,000株とする。」ということです。

次のページをお願いいたします。株式会社の譲渡制限ということで、第6条に「当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。」としております。第7条が相続人等に対する売り渡しの請求があがっております。第8条が株主名簿記載事項の記載または記録の請求ということで、第8条に掲げられております。

これを全部読み上げていきますと時間がかかりかかりますので、主なところだけを説明をさせていただきたいと思います。

第8条が株主名簿記載事項の記載または記録の請求、第9条が質権の登録及び信託財産の表示、第10条が手数料、それから第11条が基準日、それから第12条に株主の住所等の届け出となっております。

今のところが、第2章が株式についてですね。

次のページの第3章が株主総会についての記載が第13条から次のページの第20条まで、株主総会についての条文が載っております。

それから、第4章が取締役、代表取締役、取締役会及び監査役ということで、役員についての事項です。21条に「当社には、取締役を3名以上10名以下及び監査役2名以下を置く。」

というふうになっております。あとは、選任及び解任、それから23条が任期ということで「取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。」ということで、任期等が載っております。

取締役等についてが次のページまでで、その次のページの第5章が期間ということで、事業年度等についてですが、第34条に「当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。」となっております。35条は剰余金の配当について。

第6章が附則として、設立に際して発行する株式ですが、第36条で「当社の設立に際して発行する株式——設立時発行株式という——の総数は、普通株式180株とし、発起人がその全部を引き受ける。」、2項として「発起人が前項の設立時発行株式と引き換えに払い込む金銭の額は、1株につき金5万円とする。」となっております。

設立に際して出資される財産の価格及び資本金ですが、第37条に「当社の設立に際して出資される財産の価格は、金900万円とする。」、2項に「当社の設立時資本金の額は、金900万円とする。」となっております。

次のページですが、最初の事業年度が第38条で記載されております。「当社の最初の事業年度は、当社成立の日から平成25年3月31日までとする。」となっております。設立時取締役として第39条、先ほど説明しました取締役が4名あがっております。発起人の名称、割り当てを受ける株式数及びその払込金額について、第40条「発起人の名称、割り当てを受ける株式数及びその払込金額は次のとおりである。発起人大刀洗町、180株、金900万円」となっております。

定款に定めない事項として、第41条に「この定款に規定のない事項については、全て会社法その他の法令に定めるところによる。」となっております。

以上、定款の条文については、簡単に説明をいたしました。

次に、次のページが、同一情報の提供ということで、法務局のほうに、これは提出した分をあげております。

それから、次のページが事業内容、活動内容及び実績に関する書類ということで、事項全部証明の写しを次のページから載せております。商号、本店、公告する方法、会社成立の年月日、目的ということで、先ほど定款で説明しました内容が、そちらのほうに掲載をされております。次のページまで続いて、2ページにわたって証明をつけておるところです。

次に、収支決算書及び財務状況に関する書類ということで、そこに書いておりますように法人設立が平成24年12月19日であり、過去3カ年の収支決算書及び財務状況に関する書類がありませんので、法人口座通帳の添付をもって収支決算書及び財務状況に関する書類にかえるということであがっております。

次のページが、町に対して資本金の請求をした分の書類が載っております。請求額900万円ということであっております。

次が、その通帳の写しになります。3枚までですね。通帳の写しを添付をされております。

次が、事業計画書ということで、24年度から29年まで6カ年間の事業計画書があっております。24年度が大刀洗葬祭場指定管理者指定、それから指定管理者業務開始に関する業務に着手ということが24年度であっております。25年度が施設完成後の当社備品等の搬入、内覧会の開催、平成25年6月1日、当社事業である葬祭事業の開始予定ということで、6月1日が開始予定になっております。

計画として、月5件、会計年度50件ということで、25年度に50件程度の葬祭施行及び他業者への許可申請業務を行うとされております。

26年度も月5件、年間60件、これは4月から1年間ですので60件となっております。葬儀を直接施行することにより、当社の葬祭事業の黒字転換を図るということで計画があっております。また、純利益の一部を町へ寄附するという事です。

27年度が、月7回、年間84件以上の葬儀を直接施行することにより、当社葬祭事業の収入増を図るということでいっております。これも純利益の一部を町へ寄附ということ事です。

28年度、29年度につきましては、月8.3件、年間100件以上の葬儀を施行するという事業計画が、そこに計画をされております。また、純利益の一部を町へ寄附するということになっております。

また、28年度につきましては、葬儀施行状況により、葬儀担当従業員の採用を検討ということで、人員増の計画をされております。

次からが収支計画書になります。表紙がありまして、25年の4月1日から平成30年3月31日までの収支計画書が上がっております。少し字が小さくて見にくいとは思いますが、まず、最初のページが25年度、年50件施行ということで決算計画書があっております。

内容としましては、最初に費目、それから年間、月という形で載っております。最初が総務費で、その中の人件費、物件費という形で分けております。その下が施設管理費、それから最後に葬祭施行費という形で掲載をしておるところです。

人件費ですけれども、当初は社員2名ですので、2名分が基本給、それから職員手当のところが上がっております。物件費としては、顧問料、需用費、備品という形での経費があっております。施設管理費として光熱費等の使用料、それから委託料として、機械警備でありますとか、電気工作物、消防設備等の保守等の委託料が、そこにあっております。

一番下が葬祭施行費ということで、4月、5月はまだオープンをしておりませんので、25年度については6月から、これが先ほど言いました月5件という形で、葬祭施行費があっております。

ます。一番下のところに必要経費、それから収入——相殺した分の収入ですね、平均単価として90万で計算をしてあるところです。最後に差し引き収支ということで、対収入比率19.4%という形で、4月、5月は当然施行がありませんので、マイナスということで、6月以降、差し引きの収支があがっております。

次のページが26年度になります。同じような形で、4月からの総務費、施設管理費、葬祭施行費という形で収支計画書があがっております。これにつきましては月5回施行するという形です。

25年につきましては、社員2名で計算をしております。

27年度につきましては、施行が7件という形で、施行を月平均7件するというところでの収支計画書があがっております。差し引き収支として対収入比率が31.4%という形であがっております。

28年度につきましては、この計画では社員が3名という形での計算がされております。施行については、月平均8.3件という形の施行での計画です。

29年度についても、同様に月8.3件という形での収支計画書があがっておるところです。

今、お配りしました資料について、駆け足ですけれども簡単に説明をさせていただきました。

以上です。

○議長（長野 正明） 株式会社たちあらいの葬祭場施設等の指定管理者の指定の議案にあがっております株式会社たちあらいの内容についての説明がありました。

ただいまより質疑をお受けいたします。質疑ございませんか。11番、山内議員。

○議員（11番 山内 剛） この定款、今もらったばかりで、つぶさにまだ読んでませんが、一つお聞きしたいんですけど、定款の何条になりますかねこれは、39条で、当会社の設立時取締役は次の……と、いわゆる4名上げられていますけど、これは、今後続くわけなんですけども、これは職でこれが決められて、もしかかわられたら、変な言い方すると充て職の取締役に運営をしていくわけですかね。そこら辺ちょっと、説明をちょっと。

○議長（長野 正明） 田中係長。

○人事法制係長（田中 豊和） それでは、山内議員の御質問にお答えいたします。

当初、設立に当たりましては、町長と副町長、それから総務課長、住民課長が設立時の取締役としております。

これにつきましては、総務課長としましては、全体を把握するというところで取締役に就任をしてもらっておるところでございます。また、山本住民課長に御就任いただいておりますのは、町の事業の庶務規定というのがございます。各課の所管事業を規定している規定がございますが、その中に葬祭場に関する業務というのがございます。これは町の業務が葬祭場に関する業務とあ

りますのは、これは、ほかの民間施設が葬祭場を運営するに当たって、そういった窓口となるというようところが住民課の生活環境係というふうになっておりますので、山本住民課長に入っ
ていただいているところでございます。

これは、あくまでも充て職でございますので、この中の、実は棚町総務課長につきましては、
ことしの3月31日をもって定年退職ということになりますので、こちらにつきましては課長の
退職をもって、新しい総務課長を取締役として登記をやり直すというところで考えております。

また、監査役につきましても、会計課長が今監査役として御就任いただいております。こちら
会計課長のほうも3月31日をもって定年退職ということになっておりますので、こちらにつき
ましても総務課長と同様に、退職をもって新しい会計課長のほうを監査役として御就任して
いただく予定としております。

以上でございます。

○議長（長野 正明） よろしいですか。ほかにございませんか。7番、安丸議員。

○議員（7番 安丸眞一郎） 安丸ですが。指定期間の5年という考え方と、期間満了後の考え
方をお願いしたいと思います。

○議長（長野 正明） どなたが答弁をされますか。川原企画財政課長。

○企画財政課長（川原 久明） 今回につきましては、5年間をめぐりということと考えており
ますので、5年を指定期間としております。また、その後については、特に問題なければ、継続し
て指定をしたいというふうに思っておるところです。

○議長（長野 正明） よろしいですか。ほかに。8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 定款の第2条の中に、第4項の葬儀に関する業務というところまで
はわかるんですが、その後の5項から12項まで、いろんなことがうたわれております。これは、
将来こういうこともこの株式会社たちあらいで手がけていこうという構想のもとになさっている
のでしょうか。どういう見通しを持っての定款でしょうか。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） この定款というのは、こういうことを今あげてますけど、必ずしもやると
いう、そういう予定はありません。

大体、会社をつくるときは、何でもやれるようにいっぱい定款に書いとくんですね。そうしな
いと、新しいことを何かやろうとしたときには、必ずまたこの変更をする必要があるんですね。
そういうことであげてますけど、ここにあげてるものを必ずしもやるとか、そういう気持ではあ
りません。

以上です。

○議長（長野 正明） 8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 今現在は、そういう農産物とか畜産物の生産に関することとか、販売に関すること、そういう計画はないけれども、これがあるっていうことはいつでもやれるということですね。そういう事業をしようと思えば、この株式会社たちあらいで加工品ですとか、販売に関する事業を、仮に、道の駅みたいなものができたときには、ここの会社が担当するという構想があつてのことなのか、そういうのは一切ないけれども、とりあえずあげてるってことなのかっていうところをお尋ねします。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 今、花等議員が言われたとおり、とりあえずあげてるというだけで、そういう将来の計画は今のところまだ何も具体的なものはありません。

○議長（長野 正明） ほかに質疑ございませんか。4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） 確認をしたいんですが、私は、国が定めた指定管理者制度そのものっていうのは、私は、行政サービスという点から見てどうなのかと、必ずしも賛成できないという立場におるわけですが、それはともかくとして、現在、指定管理者制度というのが運用されておると。ところが、指定管理者制度については、本来の趣旨と異なる運用のされ方が広がっているようだということで、総務省自治行政局長のほうから平成22年12月付で指定管理者制度の運用について、適切な運用ということで通達が来ておるわけです。ごらんになっているかと思いますが。

それで、その中で「住民サービスを効率的に提供するために、指定管理者の指定の申請に当たってはサービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましい」ということが書いてある。私は、民間に丸投げすること自体は賛成できないけれども、本来の意義はこういうことであるから、要するに、ノウハウを持つ民間事業者等にさまざまな事業計画書を出していただいて、適切な運用をさせるというのが本来の趣旨じゃないかと思うんですが、それについては、一切、今回の選定の中ではそういう動きっていうのはなかったわけですよ。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 言われるとおりです。ほかに業者を選んで競合するとか、そういうことは考えておりません。

○議長（長野 正明） 4番、平山議員。

○議員（4番 平山 賢治） そうしますと、先ほども申し上げました、順番としては、当時ない会社に最初から指定管理をさせるという、結論先にありきの事業であったということで、認識しておいてよろしいでしょうか。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 結構です。

○議長（長野 正明） ほかにございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） それでは、これで質疑を…… 8番、花等議員。

○議員（8番 花等 順子） 株式のことについてお尋ねいたします。

現在、発行株式数が180株、将来的には1,000株までふやそうという計画のようですが、これは当然、町の出資の中で1,000株、外部の株式を出すっていう、そこの辺の考え方はいかがなんでしょうか。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 可能な発行総数が1,000株ということで、資本金を多くしていくという考えは今のところありません。

これを多くすると、またいろいろ問題が出てくると思いますので、この、今の資本金の中でやっていきたいと思っております。

○議長（長野 正明） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

〔なし〕

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから、議案第59号大刀洗町葬祭場等施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員10名中起立8名〕

○議長（長野 正明） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第8. 議案第60号 大刀洗葬祭場建設工事請負契約の締結について

○議長（長野 正明） 日程第8、議案第60号大刀洗葬祭場建設工事請負契約の締結についてを議題といたします。

まず、議案を朗読願います。高良係長。

〔総務秘書係長朗読〕

.....
議案第60号 大刀洗葬祭場建設工事請負契約の締結について
.....

○議長（長野 正明） 提案理由及び内容の説明を求めます。川原企画財政課長。

○企画財政課長（川原 久明） それでは、議案第60号大刀洗葬祭場建設工事請負契約の締結について、提案理由及び内容の説明を申し上げます。

先ほど朗読がありましたように、大刀洗葬祭場建設工事について、請負契約額1億1,340万円で半田建設株式会社と契約するものです。

内容については、きょうの議会が始まる前にお配りいたしました入札結果及び契約の結果表という、お配りしましたものを見ていただきたいと思います。

まず、指名についてですが、14番の指名理由のところにあげておりますように、大刀洗町建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱の第7条の規定により、実施設計金額5,000万円以上は10業者以上を指名することとなっております。ということで、町内及び近隣市町村業者を検討し、2等級の業者を10社、選考を12月17日に開催した指名委員会で決定をしております。

その業者につきましては、15番の入札結果表にあがっております10業者を指名を決定したところです。

工事の概要について、内容につきましては、9月議会で説明をいたしましたが、改めて工事の内容について説明をさせていただきたいと思います。

次に、工事の工程表をつけております。契約が終わりましたら、工事の準備に入って、一番下に着工とあがっておりますが、2月初めより着工し、解体工事を2週間程度、2月15日ぐらいまでに解体工事を行う計画としております。工期としましては4月末まで、約3カ月間の工期ということで、4月末には引き渡しというスケジュールとなっております。

次のページを見ていただきたいと思います。次のページは、一応参考としてつけております。今回の建設工事につきましては、外構の部分が入っておりませんので、これは外構も含めたところでの全体の平面図が載っております。

今回の建設工事につきましては、下のほうの灰保管庫跡ですね、その葬祭場施設の部分についての部分と上水道関係の付随する工事についての分を入札を行っております。

参考に御説明いたしますけれども、葬祭場の上のほうに運動公園の駐車場があります。その東側のところが進入道路となっております。幅が一応6メートルで、今計画をしておるところです。ただ、道路、それから駐車場については、今回の工事費には入っておりません。

次を見ていただきたいと思います。葬祭場の平面図をつけておりますが、9月の議会の折に説明をしておりますけれども、大きくは変更はあっておりません。式場1が112席、それからホールのところ、入り切れない場合は80席ほど席を置けるというメインの葬祭場、それから右側のほうに式場2とありますが、ここが30席で家族葬用の、斎場2つを備えております。

2会場ということで、それぞれ入り口を設けておりますが、斎場1については風除室1というところがメインの入り口となります。また、斎場2の入り口につきましては風除室2ということで、それぞれ入り口を別に設けておるところです。

変更になった部分としましては、あと控室が配置、それから広さ等が打ち合わせをする中で、少し変更となっております。式場1に附属する控室が控室1と2、それから僧侶控室という形で、控室が3つあります。また、控室2のほうには寝室、浴室っていう形で載っておりますように、葬儀を施行された家族の方がゆっくりと落ち着いて過ごしていただけるような内容に変更しておるところです。それから、式場1と2の間が会食室という形で、面積が少し変わっております。式場2につきましても、控室が1つと僧侶控室という形になっております。

それから、事務室が、当初、少し狭い面積でしたけれども、広くして、北向き、入り口側のほうに移動をしております。これは、お客さんが来られるのが見えるようにということで、事務室等の広さ、それから位置を変更しております。また、事務室の横に警備員詰所ということで、深夜等の警備員の詰所として、そこに計画をしております。

以上が、今回の工事の内容の概要となります。

戻っていただきまして、最初の入札結果及び契約の結果表を見ていただきたいと思います。先ほど説明しましたように、10社のもとに1月18日に入札を行っております。入札の結果、下から2番目になりますが、半田建設株式会社が1億800万円で落札したもので、今回、地方自治法及び町の契約に関する条例の中で、議会の承認を求めるものであります。落札率につきましては83.0769%となっております。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（長野 正明） これから質疑を行います。質疑ございませんか。10番、森田議員。

○議員（10番 森田 勝典） 10番、森田でございます。

先ほどの課長からの説明では、最初もらったのは、業者等級区分は2等級になっただけですね。今度は3等級になったということは、これは何ですか、町内の業者を少しでも救おうという意味で下げたんですかね、点数は。点数のちょっと下がったのは何ですか。

○議長（長野 正明） 川原企画財政課長。

○企画財政課長（川原 久明） 当初は、3等級以上でということで、業者を選定を進めておりましたけれども、3等級以上でしたら町内の業者が2社該当するわけですがけれども、実際は、ほかの工事とかいろんな関係で、なかなか難しいということで、いろいろな情報を検討しました結果、一応、最終的には2等級の中から10社を選定したという結果になっております。

○議長（長野 正明） 10番、森田議員。

○議員（10番 森田 勝典） 今度落札されました半田建設株式会社ですか、これちょっと私も

インターネットで調べたんですけど、結構、大刀洗町の仕事をなさってるんですね。平成15年8月には大刀洗町の公園ですか、これの整備工事やっていたらっしゃるし、20年の10月には大堰団地が2棟建設されておるし、21年10月には大堰小学校の改修、それから23年10月には菊池小学校の南校舎を改修されておるといふことで、非常に町と密接にやっていたらっしゃると思いますけど。

ちょっと、私も心配しておるのは、ある建設会社さんなんか、非常に町のこういうふうな大きな箱物工事に、町内の業者が全然かかわれないといふことで、ちょっと不満を抱いていらっしゃる方がいらっしゃるもんですから、お尋ねしたいと思っただのがそんなんですけど。

このあとの外回りの舗装工事とか、いろいろな附帯工事があると思いますけど、その付近で町内の業者さんが参入されるといふことはあるんでしょうか、全く町内はないといふことでしょうか。

○議長（長野 正明） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） お答えをいたします。

本体のほうですけどね、中の鉄骨の使用とか、そういうものがありまして、ただ等級だけではちょっと難しいところがあるんですね。そういうこともあって。それから、単なる点数だけで選んでも多分難しいのではないかといふ、そういうところがあって2等級にしております。

今指摘のあった、あと、外構ですね。それはもう地元のほうに発注をいたしました。地元業者でやっています。

○議長（長野 正明） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

[なし]

○議長（長野 正明） 討論なしと認めます。

これから、議案第60号大刀洗葬祭場建設工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員8名中起立7名]（2名退席）

○議長（長野 正明） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

○議長（長野 正明） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成25年第10回大刀洗町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前11時08分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年 1月30日

議 長 長野 正明

署名議員 森田 勝典

署名議員 平田 信将

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年 1月30日

議 長

署名議員

署名議員